

国立大学法人鹿屋体育大学個人情報保護規則

〔平成17年 3月22日
規則 第2号〕
改正 平成25年 2月26日
規則 第6号
平成27年12月25日
規則 第40号
平成28年 4月22日
規則 第19号
平成29年 5月23日
規則 第15号
平成29年 7月12日
規則 第22号

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法第2条及び番号法第2条の定めるところによる。

(開示請求権)

- 第3条 何人も、本学に対し、本学の保有する自己を本人とする保有個人情報（独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び削除情報（国立大学法人鹿屋体育大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規程（平成29年規程第10号）第3条第3項に規定する削除情報をいう。）に該当するものを除く。）の開示を請求することができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。
 - 3 特定個人情報については、前2項に規定する者に加え、本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）も開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

- 第4条 前条の規定による開示請求は、第1-1号様式又は第1-2号様式による書面（以下「開示請求書」という。）を本学に提出してしなければならない。
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す次の各号に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - (1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及

び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード若しくは住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため本学が適当と認める書類
- 3 開示請求書を本学に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を本学に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして本学が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの
- 4 前条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を、同条第3項の規定により任意代理人が開示請求をする場合には委任状（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を本学に提示し、又は提出しなければならない。
- 5 開示請求をした法定代理人又は任意代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした本学（法第21条第1項の規定による通知があった場合にあっては移送を受けた独立行政法人等、法第22条第1項の規定による通知があった場合にあっては移送を受けた行政機関の長）に届け出なければならない。
- 6 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
- 7 本学は、開示請求書の形式に不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本学は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第5条 本学は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第3条第2項又は第3項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第14条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員（行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第6条 本学は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないもの

とみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第7条 本学は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、本学は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第9条 本学は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し、第2-1号様式又は第2-2号様式による書面により通知しなければならない。ただし、法第4条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 本学は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、第3号様式による書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第10条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第4条第7項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、開示請求者に対し、遅滞なく、第4号様式による書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第11条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、本学は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、本学は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、第5号様式による書面により通知しなければならない。

(事案の移送)

第12条 本学は、開示請求に係る保有個人情報が他の独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他他の独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、本学は、他の独立行政法人等に対し第6-1号様式又は第6-2号様式による書面により事案を移送し、また、開示請求者に対し、第7号様式による書面により通知しなければならない。

(行政機関の長への事案の移送)

第13条 本学は、次に掲げる場合には、行政機関の長（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第5条に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び第25条において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、本学は行政機関の長に対し第6-1号様式又は第6-2号様式による書面により事案を移送し、また、開示請求者に対し、第7号様式による書面により通知しなければならない。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるとき。
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報が行政機関から提供されたものであるとき。
 - (4) その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第19条第1項に規定する開示決定等をするにつき正当な理由があるとき。
- 2 前項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が開示の実施をするときは、本学は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、本学は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、第8-1号様式による書面により通知して、第9号様式による意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、第8-2号様式による書面により通知して、第9号様式による意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第5条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第7条の規定により開示しようとするとき。
- 3 本学は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、本学は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、第10号様式による書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して学長が別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、本学は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 本学は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、第11号様式による書面により本学に

申し出なければならない。

- 4 前項の規定による申出は、第9条第1項に規定する通知があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(開示手続き等の特例)

第16条 入試情報に関する保有個人情報については、別に定める手続等により開示することができる。

(他の法令による開示の実施との調整)

第17条 本学は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が第15条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第15条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料等)

第18条 開示請求をする者は、本学の定めるところにより、開示請求に係る手数料を、現金又は振込にて納めなければならない。

- 2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、行政機関個人情報保護法第26条第1項の手数料の額を参酌して、学長が定める。ただし、特定個人情報に係る開示請求を行う場合において、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、番号法第30条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第26条第2項の規定の例により、当該手数料を免除することができる。
- 3 本学は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(手数料の免除の手続)

第18条の2 前条第2項ただし書きの規定により手数料の免除を受けようとする者は、第1-2号様式を提出する際に、併せて第26号様式を提出するものとする。

- 2 第26号様式には、特定個人情報に係る本人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 3 学長は、前2項の書面により、手数料を納付する資力がないと認める場合は、開示請求者に対し、第27号様式により免除する旨を通知するものとする。また、手数料を納付する資力がないと認められない場合は、開示請求者に対し、第28号様式により免除の理由に該当しない旨を通知するものとする。

(訂正請求権)

第19条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第28条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この規則の定めるところにより、本学に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 第13条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関個人情報保護法第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、第17条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
 - 3 特定個人情報については、前2項に規定する者に加え、任意代理人も訂正請求をすることができる。
 - 4 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

- 第20条 訂正請求は、第12-1号様式又は第12-2号様式による書面（以下「訂正請求書」という。）を本学に提出してしなければならない。
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、第4条第2項に定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項又は第3項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は任意代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 本学は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

- 第21条 本学は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

- 第22条 本学は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、第13号様式による書面により通知しなければならない。
- 2 本学は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、第14号様式による書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

- 第23条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、訂正請求者に対し、遅滞なく、第15号様式による書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

- 第24条 本学は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、本学は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、第16号様式による書面により通知しなければならない。

（事案の移送）

第25条 本学は、訂正請求に係る保有個人情報法第21条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の独立行政法人等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、本学は、他の独立行政法人等に対し第17-1号様式又は第17-2号様式による書面により事案を移送し、また、訂正請求者に対し、第18号様式による書面により通知しなければならない。

(行政機関の長への事案の移送)

第26条 本学は、訂正請求に係る保有個人情報法第27条第1項第2号に掲げるものであるとき、その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第31条第1項に規定する訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該行政機関の長と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、本学は行政機関の長に対し第17-1号様式又は第17-2号様式による書面により事案を移送し、また、訂正請求者に対し、第18号様式による書面により通知しなければならない。

3 前項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が行政機関個人情報保護法第33条第3項に規定する訂正決定をしたときは、本学は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第27条 本学は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、第19号様式による書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第28条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（特定個人情報を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する本学に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 法第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、法第5条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は法第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 法第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 何人も、自己を本人とする特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有特定個人情報を保有する本学に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 法第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、法第5条の規定に違反して取得されたものであるとき、番号法第30条第2項の規定により読み替えて適用する法第9条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前2項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

- 4 特定個人情報については、前2項に規定する者に加え、任意代理人も利用停止請求をすることができる。
- 5 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第29条 利用停止請求は、第20-1号様式又は第20-2号様式による書面（以下「利用停止請求書」という。）を本学に提出してしなければならない。

- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、第4条第2項に定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第3項又は第4項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は任意代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 本学は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第30条 本学は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、本学における個人情報（独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。本条及び第39条において同じ。）の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

- 第31条 本学は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、第21号様式による書面により通知しなければならない。
- 2 本学は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、第22号様式による書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

- 第32条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、第23号様式による書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第33条 本学は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、本学は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、第24号様式による書面により通知しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第34条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第

9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第50条第2項の規定は、適用しない。

- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第4条の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

（情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第35条 本学は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。
- 2 前項の規定により諮問をした場合に、本学は、次に掲げる者に対し、第25号様式による書面により通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第36条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（個人情報の管理及び取扱い等に関する定め）

第37条 個人情報の管理及び取扱いについては、別に定める。

- 2 独立行政法人等非識別加工情報の提供については、別に定める。

(審査基準)

第38条 本学は、開示・訂正・利用停止について決定等をするに当たっての判断のために必要な審査基準を別に定め、公開するものとする。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第39条 本学は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、本学が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 本学は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(意見聴取等)

第40条 本学は、開示請求等があった場合に必要と認めるときは、総務委員会に意見を求めることができる。

2 この規則の運用に係る事務の取りまとめについては、総務課において行う。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25. 2. 26規則第6号)

この規則は、平成25年2月26日から施行する。ただし、第5条第5号トの規定については平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27. 12. 25規則第40号)

この規則は、平成27年12月25日から施行する。

附 則(平成28. 4. 22規則第19号)

この規則は、平成28年4月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平29. 5. 23規則第14号)

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則(平29. 7. 12規則第22号)

この規則は、平成29年7月12日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

保有個人情報開示請求書

国立大学法人鹿屋体育大学 様
 ふりがな
 氏 名（本人又は法定代理人の氏名）
 住所又は居所 〒
 電 話 番 号 （ ） —

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報 保有個人情報請求に係る法人文書等が特定できるよう、具体的に記入してください。		
求める開示の実施方法等 [本欄の記載は任意です。 1)又は2)に○印を付してください。 また、1)を選択した場合には、実施方法及び希望日を記載してください。]		1) 事務所における開示の実施を希望する。 ①求める開示の実施方法 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ ） ②実施希望日 平成 年 月 日 時 分 平成 年 月 日 時 分 2) 写しの送付による開示を希望する。
開 示 請 求 者		<input type="checkbox"/> 本 人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
本人の状況等	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
[法定代理人 が 請求する場合 に記入願います。]	本 人	ふりがな 氏 名
	人	住所（居所） 電話番号等
請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合は、加えて住民票の写し等（開示請求をする日前30日以内に作成したものに限り。個人番号が記載されている場合、黒塗り。）を添付してください。また、本人確認書類として個人番号カードを送付する場合は表面のみ複写してください。		
法定代理人請求資格確認書類 ※ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください（開示請求をする日前30日以内に作成したものに限り。）。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

(以下は記入不要)

受理年月日	平成 年 月 日	受付担当	情報保護担当 (0994)46-4818
決定期限	平成 年 月 日	整理番号	
開示請求手数料	300円× 件		円

保有個人情報開示請求書（特定個人情報用）

国立大学法人鹿屋体育大学 様

ふりがな

氏名（本人又は代理人の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 () -

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報 保有個人情報請求に係る法人文書等が特定できるよう、具体的に記入してください。			
求める開示の実施方法等 本欄の記載は任意です。 1)又は2)に○印を付してください。 また、1)を選択した場合には、実施方法及び希望日を記載してください。		1) 事務所における開示の実施を希望する。 ①求める開示の実施方法 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () ②実施希望日 平成 年 月 日 時 分 平成 年 月 日 時 分 2) 写しの送付による開示を希望する。	
開示請求者		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
本人の状況等 法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記入願います。	本人の状況		<input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人	ふりがな 氏名	
	住所(居所) 電話番号等		
請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合は、加えて住民票の写し等(開示請求をする日前30日以内に作成したものに限り。個人番号が記載されている場合、黒塗り。)を添付してください。また、本人確認書類として個人番号カードを送付する場合は表面のみ複写してください。			
法定代理人請求資格確認書類 ※ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください(開示請求をする日前30日以内に作成したものに限り。) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()			
任意代理人請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状(開示請求をする日前30日以内に作成したものに限り) ※ 印鑑登録証明書又は委任者の運転免許証、個人番号カード等の写しを併せて提出してください。			

(以下は記入不要)

受理年月日	平成 年 月 日	受付担当	情報保護担当 (0994)46-4818
決定期限	平成 年 月 日	整理番号	
開示請求手数料	300円× 件		円

屋体大総第 号
平成 年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、その全部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条第1項の規定により、次のとおり通知します。

保有個人情報の名称等	
保有個人情報の利用目的	
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書に記載する方法で開示の実施ができる。 2) 開示請求書に記載する方法では開示の実施ができない。 実施ができない理由：
求めることができる開示の実施の方法	
<p>本学の施設において開示を実施できる日時及び場所</p> <p>別添の「保有個人情報開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択して記入してください。</p>	<p>1) 平成 年 月 日 () 時 分</p> <p>2) 平成 年 月 日 () 時 分</p> <p>3) 平成 年 月 日 () 時 分</p> <p>場所：</p> <p>住所：</p>
写しの送付の方法による開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	<p>準備に要する日数 日</p> <p>郵送料の額 円</p>

- ① 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。
- ② この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「保有個人情報開示の実施方法の申出書」（第11号様式）に記入し、情報公開担当まで提出してください。
なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示の実施の方法を変更しないときは、「保有個人情報開示の実施方法の申出書」を提出する必要はありません。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

保有個人情報部分開示決定通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条第1項の規定により、次のとおり通知します。

保有個人情報の名称等	
保有個人情報の利用目的	
開示できない部分及び開示できない理由	
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書に記載する方法で開示の実施ができる。 2) 開示請求書に記載する方法では開示の実施ができない。 実施ができない理由：
求めることができる開示の実施の方法	
本学の施設において開示を実施できる日時及び場所 別添の「保有個人情報開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択して記入してください。	1) 平成 年 月 日 () 時 分 2) 平成 年 月 日 () 時 分 3) 平成 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：
写しの送付の方法による開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数 日 郵送料の額 円

① この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

② 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。

③ この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「保有個人情報開示の実施方法の申出書」（第11号様式）に記入し、情報保護担当まで提出してください。

なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示の実施の方法等を変更しないときは、「保有個人情報開示の実施方法の申出書」を提出する必要はありません。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

保有個人情報不開示決定通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条第2項の規定により、次のとおり通知します。

保有個人情報の名称等	
保有個人情報の利用目的	
開示しない理由	

① この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

② 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

保有個人情報開示決定延期通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第19条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

保有個人情報の名称等	
決 定 期 限	平成 年 月 日
延 長 す る 期 間	日間
延長後の決定期限	平成 年 月 日
延 長 の 理 由	

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

保有個人情報開示決定特例延期通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第20条の規定により、次のとおり保有個人情報の相当部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長しましたので通知します。

保有個人情報の名称等	
決 定 期 限	平成 年 月 日
相当部分を除いた 決定期間を延長する 残りの部分	
残りの部分に係る 決定を延長する期間	日間
残りの部分に係る 延長後の決定期限	平成 年 月 日
法第20条の規定 を適用する理由	

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

独立行政法人等 様
行政機関の長

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第21条第1項（第22条第1項）の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示請求者の氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為等の概要記録 ・ ・
備 考	

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL 0994-46-4818）に御連絡ください。

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（特定個人情報用）

独立行政法人等 様
行政機関の長

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第21条第1項（第22条第1項）の規定により、次のとおり移送します。

<p>開示請求に係る 保有個人情報の名称等</p>	
<p>開示請求者の氏名等</p>	<p>氏名： 住所又は居所： 連絡先：</p> <p>法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者</p> <p>本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____</p>
<p>添付資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為等の概要記録 ・ ・
<p>備考</p>	

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

保有個人情報の開示請求に関する事案の移送通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第21条第1項（第22条第1項）の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

保有個人情報の名称等	
移 送 し た 日	平成 年 月 日
事案の移送先の独立行政法人等(行政機関の長)名及び担当	1) 独立行政法人等又は行政機関の長の名称 2) 担 当 住 所 〒 電話番号 () -
事案を移送した理由	

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する通知

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

あなたに関する情報が記録されている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第12条の規定により開示の請求がありましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第23条第1項の規定により次のとおり通知します。

ついては、この情報の開示の可否について、同封しました「保有個人情報の開示決定等に対する意見書（第9号様式）」によりお知らせください。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示請求年月日	平成 年 月 日
保有個人情報に 記録されている あなたに関する 情報の内容等	
開示又は不開示の 決定の予定年月日	平成 年 月 日
意見書提出先	鹿屋体育大学総務課 住所：〒 891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地 (電話番号：(0994) 46-4818)
意見書提出期限	平成 年 月 日

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。
なお、意見書の提出がない場合は、本学の決定に従うものと判断いたします。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する通知

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

あなたに関する情報が記録されている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第12条の規定により開示の請求がありましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第23条第2項の規定により次のとおり通知します。

ついては、この情報の開示の当否について、同封しました「保有個人情報の開示決定等に対する意見書（第9号様式）」によりお知らせください。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示請求年月日	平成 年 月 日
保有個人情報に 記録されている あなたに関する 情報の内容等	
法第23条第2項 第1号又は第2号 の規定の適用区分 及びその適用理由	1) 適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号に該当 <input type="checkbox"/> 第2号に該当 2) 適用理由
開示又は不開示の 決定の予定年月日	平成 年 月 日
意見書提出先	鹿屋体育大学総務課 住所：〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地 (電話番号：(0994)46-4818)
意見書提出期限	平成 年 月 日

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL 0994-46-4818）に御連絡ください。
なお、意見書の提出がない場合は、本学の決定に従うものと判断いたします。

平成 年 月 日

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

国立大学法人鹿屋体育大学 様

ふりがな
氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者)

住所又は居所 〒

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地表者)

平成 年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある 1) 支障（不利益）がある部分 2) 支障（不利益）の具体的な理由
ご 連 絡 先	

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

第三者に係る保有個人情報の開示決定通知

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

あなたに関する情報が記録されている保有個人情報の開示請求について、先に御意見をいただきましたが、このたび開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第23条第3項の規定により、次のとおり通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	平成 年 月 日

- ① この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- ② 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel.0994-46-4818）に御連絡ください。

保有個人情報開示の実施方法の申出書

国立大学法人鹿屋体育大学 様

ふりがな
氏名（本人、法定代理人又は任意代理人の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号（ ） -

平成 年 月 日付け屋体大総第 号で通知のありました保有個人情報の開示・部分開示の決定について、次のとおり開示の実施を受けたいので申し出ます。

<p>開示の実施の方法</p> <p>開示・部分開示決定通知書に記載する「求めることができる開示の実施の方法」から選択して記入してください。なお、保有個人情報の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施の方法を記入してください。</p>	<p>1) 開示の実施の方法</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施の方法</p>
--	---

(以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。)

<p>ア 保有個人情報の一部について開示の実施を求める。</p>	<p>(開示の実施を求める部分)</p>
<p>イ 本学の施設において開示の実施を希望する。</p>	<p>(開示の実施を希望する日)</p> <p>平成 年 月 日 () 時 分</p>
<p>ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。</p>	<p>(写しの送付先（上記の住所又は居所と同じときは記入は不要です。)</p> <p>〒</p>

開示請求書のとおり開示の実施を求める場合は、本書を提出する必要はありません。

平成 年 月 日

保有個人情報訂正請求書

国立大学法人鹿屋体育大学 様

ふりがな
氏名（本人又は法定代理人の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 () -

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第27条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日				
保有個人情報の名称等					
訂正請求の趣旨及び理由					
訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人				
本人の状況等	本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人				
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"> <input type="checkbox"/> 法定代理人 が請求する 場合に記入 願います。 </td> <td>本</td> <td>ふりがな 氏名</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>住所（居所） 電話番号等</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 法定代理人 が請求する 場合に記入 願います。	本	ふりがな 氏名	人
<input type="checkbox"/> 法定代理人 が請求する 場合に記入 願います。	本		ふりがな 氏名		
	人	住所（居所） 電話番号等			
請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合は、加えて住民票の写し等（開示請求をする日前30日以内に作成したものに限り。個人番号が記載されている場合、黒塗り。）を添付してください。また、本人確認書類として個人番号カードを送付する場合は表面のみ複写してください。					
法定代理人請求資格確認書類 ※ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください（開示請求をする日前30日以内に作成したものに限り。）。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）					

(以下は記入不要)

受理年月日	平成 年 月 日	受付担当	情報保護担当 (0994)46-4818
決定期限	平成 年 月 日	整理番号	

保有個人情報訂正請求書（特定個人情報用）

国立大学法人鹿屋体育大学 様

ふりがな

氏名（本人又は代理人の氏名）

住所又は居所 〒 _____

電話番号 _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第28条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日		
保有個人情報の名称等			
訂正請求の趣旨及び理由			
訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人		
本人の状況等	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
	<input type="checkbox"/> 法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記入願います。	本人 ふりがな 氏名 住所（居所） 電話番号等	
請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合は、加えて住民票の写し等（開示請求をする日前30日以内に作成したものに限り。個人番号が記載されている場合、黒塗り。）を添付してください。また、本人確認書類として個人番号カードを送付する場合は表面のみ複写してください。			
法定代理人請求資格確認書類 ※法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください（開示請求をする日前30日以内に作成したものに限り。）。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
任意代理人請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（開示請求をする日前30日以内に作成したものに限り） ※ 印鑑登録証明書又は委任者の運転免許証、個人番号カード等の写しを併せて提出してください。			

（以下は記入不要）

受理年月日	平成 年 月 日	受付担当	情報保護担当 (0994)46-4818
決定期限	平成 年 月 日	整理番号	

屋体大総第 号
平成 年 月 日

保有個人情報を訂正する旨の決定通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第1項の規定により、次のとおり訂正することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	<p>1) 内容</p> <p>2) 理由</p>

① この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

② 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第2項の規定により、次のとおり訂正しないこととしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正しないこととした理由	

① この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

② 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

保有個人情報訂正決定延期通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第31条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

保有個人情報の名称等	
決 定 期 限	平成 年 月 日
延 長 す る 期 間	日間
延長後の決定期限	平成 年 月 日
延 長 の 理 由	

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL 0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

保有個人情報訂正決定特例延期通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、訂正決定等に特に長期間を要するため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第32条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

保有個人情報の名称等	
訂正決定等をする期限	平成 年 月 日
法第32条の規定を適用する理由	

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。

保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について

独立行政法人等 様
行政機関の長

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第33条第1項（第34条第1項）の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為等の概要記録 ・ ・
備 考	

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL 0994-46-4818）に御連絡ください。

保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について（特定個人情報用）

独立行政法人等 様
行政機関の長

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第33条第1項（第34条第1項）の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・訂正請求書 ・移送前に行った行為等の概要記録 ・ ・
備考	

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL 0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

保有個人情報訂正請求に関する事案の移送通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第33条第1項（第34条第1項）の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

保有個人情報の名称等	
移 送 し た 日	平成 年 月 日
事案の移送先の独立行政法人等(行政機関の長)名及び担当	1) 独立行政法人等又は行政機関の長の名称 2) 担 当 住 所 〒 電話番号 () -
事案を移送した理由	

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL 0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

保有個人情報訂正決定に関する保有個人情報提供先への通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

貴機関等へ提供した保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第35条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正をしたので通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の名 称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正内容及び理由	

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。

保有個人情報利用停止請求書

国立大学法人鹿屋体育大学 様

ふりがな
氏名（本人又は法定代理人の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 () -

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第37条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

個人保有情報の開示を受けた日	平成 年 月 日		
保有個人情報の名称等			
適法でないと思料する保有個人情報の取扱い及び求める措置	<input type="checkbox"/> 個人情報を適法に取得していない <input type="checkbox"/> 利用目的を超えた個人情報を保有している <input type="checkbox"/> 利用目的以外の目的で利用しており、法第36条第1項第1号の例外事項に該当しない		<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去
	<input type="checkbox"/> 利用目的以外の目的で提供しており、法第36条第1項第2号の例外事項に該当しない		<input type="checkbox"/> 提供の停止
利用停止請求の理由			
利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人		
本人の状況等 [法定代理人 が請求する 場合に記入 願います。]	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
	本 人 ふりがな 氏名 住所（居所） 電話番号等		
請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
※ 請求書を送付して請求する場合は、加えて住民票の写し等（開示請求をする日前30日以内に作成したものに限る。個人番号が記載されている場合、黒塗り。）を添付してください。また、本人確認書類として個人番号カードを送付する場合は表面のみ複写してください。			
法定代理人請求資格確認書類	※ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください（開示請求をする日前30日以内に作成したものに限る）。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

(以下は記入不要)

受理年月日	平成 年 月 日	受付担当	情報保護担当 (0994) 46-4818
決定期限	平成 年 月 日	整理番号	

保有個人情報利用停止請求書（特定個人情報用）

国立大学法人鹿屋体育大学 様

ふりがな

氏名（本人又は代理人の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号

() -

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第37条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

個人保有情報の開示を受けた日	平成 年 月 日		
保有個人情報の名称等			
適法でないと思料する保有個人情報の取扱い及び求める措置	<input type="checkbox"/> 個人情報を適法に取得していない	<input type="checkbox"/> 利用の停止	
	<input type="checkbox"/> 利用目的を超えた個人情報を保有している	<input type="checkbox"/> 消 去	
	<input type="checkbox"/> 利用目的以外の目的で利用しており、法第36条第1項第1号の例外事項に該当しない		
	<input type="checkbox"/> 利用目的以外の目的で提供しており、法第36条第1項第2号の例外事項に 該当しない	<input type="checkbox"/> 提供の停止	
利用停止請求の理由			
利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人		
本人の状況等 法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記入願います。	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
	本人	ふりがな	<input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
		氏名	
	住所(居所)電話番号等		
請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他()		
	※ 請求書を送付して請求する場合は、加えて住民票の写し等(開示請求をする日前30日以内に作成したものに限り。個人番号が記載されている場合、黒塗り。)を添付してください。また、本人確認書類として個人番号カードを送付する場合は表面のみ複写してください。		
法定代理人請求資格確認書類	※ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください(開示請求をする日前30日以内に作成したものに限り。) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()		
任意代理人請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状(開示請求をする日前30日以内に作成したものに限り)		
	※ 印鑑登録証明書又は委任者の運転免許証、個人番号カード等の写しを併せて提出してください。		

(以下は記入不要)

受理年月日	平成 年 月 日	受付担当	情報保護担当 (0994) 46-4818
決定期限	平成 年 月 日	整理番号	

屋体大総第 号
平成 年 月 日

保有個人情報を利用停止する旨の決定通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第39条第1項の規定により、次のとおり利用停止することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	<p>1) 内 容</p> <p>2) 理 由</p>

① この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

② 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

保有個人情報を利用停止しない旨の決定通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第39条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないこととしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止しないこととした理由	

① この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

② 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

保有個人情報利用停止決定延期通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第40条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

保有個人情報の名称等	
決 定 期 限	平成 年 月 日
延 長 す る 期 間	日間
延長後の決定期限	平成 年 月 日
延 長 の 理 由	

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

保有個人情報利用停止決定特例延期通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、利用停止決定等に特に長期間を要するため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第41条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

保有個人情報の名称等	
利用停止決定等をする期限	平成 年 月 日
法第41条の規定を適用する理由	

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで審査請求のありましたことについては、独立行政法人等の保有する保有個人情報の保護に関する法律第43条第1項の規定により、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
諮問した年月日	平成 年 月 日
諮問の内容	

不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL 0994-46-4818）に御連絡ください。

開示請求に係る手数料の免除申請書（特定個人情報用）

国立大学法人鹿屋体育大学 様

ふりがな

氏名（本人又は代理人の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 () -

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第33条第2項に基づき、下記のとおり、保有個人情報の開示請求に係る手数料の免除を申請します。

開示を請求する 保有個人情報	
免除を求める理由 （右欄のいずれかに チェックをしてく ださい。）	<input type="checkbox"/> 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項 第（ ）号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する 資力がいないため ※括弧内に生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載 するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を 添付してください。 <input type="checkbox"/> その他 ※理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添 付してください。

（以下は記入不要）

受理年月日	平成 年 月 日	受付担当	情報保護担当 (0994)46-4818
決定期限	平成 年 月 日	整理番号	

屋体大総第 号
平成 年 月 日

開示請求に係る手数料の免除決定通知書 (特定個人情報用)

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 30 条第 2 項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 26 条第 2 項の規定に基づき、免除することとしましたので通知します。

対象となる保有個人情報 の名称	
--------------------	--

開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書（特定個人情報用）

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第2項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に規定する免除理由に該当しませんので通知します。

対象となる保有個人情報 の名称	
免除が認められない 理由等	

- ① この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国立大学法人鹿屋体育大学に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- ② 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。

委任状（特定個人情報に係る開示請求用）

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限
- 7 開示請求に係る手数料の免除申請を行う権限並びに開示請求に係る手数料を免除する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る手数料を免除しない旨の決定通知を受ける権限

平成 年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任状（特定個人情報に係る訂正請求用）

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

平成 年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任状（特定個人情報に係る利用停止請求用）

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

平成 年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。